

キルギス入国にかかる日本政府発行の 2次元コード付き「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書」が有効な証明書として取り扱われます

令和3年12月23日

●キルギス政府（外務省）は、12月22日付けで、日本国が発行する 2次元コード付きの「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書」（以下「ワクチン接種証明書」とします）を、キルギス国内に入国する際の有効なワクチン接種証明書として取り扱われることを決定しました。

参考：有効な「ワクチン接種証明書」サンプル画像

<https://www.mhlw.go.jp/content/000868564.pdf>

●なお、2次元コードが付されていないワクチン接種証明書は、有効な証明書として扱われませんので、御注意ください。

●2次元コード付きワクチン接種証明書の申請を希望される方は、下記 URL を参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html

●また、12月23日現在、キルギスに入国される方は下記の条件下で入国が可能となっておりますが、状況は流動的ですので、常に最新の情報を確認してください。

- 1 外国籍及び無国籍の方は、①（検体採取日時より起算して）入国72時間以内に実施されたPCR検査結果、もしくは②新型コロナウイルス・ワクチン接種証明書を提示しなければなりません。
- 2 これらの要件は、キルギス政府機関の招待により来訪する外交団・国際機関の構成員及び5歳以下のお子様には適用されません。
- 3 不測の事態もしくはフライト時間等の理由により、PCR検査結果の有効期間（72時間）を超過した場合、外国籍及び無国籍の方は、到着した空港でPCR検査を受けなければなりません。

【問い合わせ先】

在キルギス日本国大使館

所在地：ビシュケク市ラザコヴァ通り16番地

16, Razzakov Str., Bishkek, 720040, Kyrgyz Republic

電話番号：(0312) 300050 / 300051 FAX：300052

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>